

令和元年美浦村告示第54号

令和元年第2回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年5月8日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和元年6月18日 午前10時
2. 場 所 美浦村議会議場

令和元年美浦村議会第2回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	6月18日	火	(開会) ○本会議 ・報告、質疑 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決
2	6月19日	水	○厚生文教常任委員会(議案調査) ○経済建設常任委員会(議案調査)
3	6月20日	木	○総務常任委員会(議案調査)
4	6月21日	金	○本会議 ・一般質問
5	6月22日	土	○議案調査
6	6月23日	日	○議案調査
7	6月24日	月	○議案調査
8	6月25日	火	○議案調査
9	6月26日	水	○議案調査
10	6月27日	木	○議案調査
11	6月28日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・議案上程、提案理由説明、議案質疑、討論、採決 (閉会)

**令和元年第2回
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和元年6月18日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(一括報告・質疑)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

(平成30年度公共下水道事業特別会計)

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村政治倫理審査会委員の選任について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第2号 美浦村農業委員会委員の任命について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第3号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する
条例

議案第5号 美浦村森林環境譲与税基金条例

議案第6号 令和元年度美浦村一般会計補正予算(第1号)

議案第7号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(請願付託)

請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願

1. 出席議員

1番	下村宏君	2番	山崎幸子君
3番	北出攻君	4番	松村広志君
5番	葉梨公一君	6番	小泉嘉忠君
7番	塚本光司君	8番	岡沢清君
9番	飯田洋司君	10番	林昌子君
11番	小泉輝忠君	12番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君			
教	育	長	糸賀正美君			
総	務	部	長	平野芳弘君		
保	健	福	祉	部	長	吉田正己君
経	済	建	設	部	長	山口栄美君
教	育	次	長	木鉛昌夫君		
総	務	課	長	青野克美君		
企	画	財	政	課	長	菅野眞照君
経	済	課	長	木村光之君		
上	下	水	道	課	長	埜口哲雄君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	岡澤	光一
書					記	木村	弘子
書					記	高松	良幸

午前10時02分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

令和元年第2回定例会へのご参集お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和元年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に村長のご挨拶をいただきたいと思
います。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和元年第2回美浦村議会定例会にご参集、大変ご苦勞さまでございます。

議員各位におかれましては、茨城県の中で初めてとなる議会自主解散、そして、定数削
減した統一地方選挙で当選された初議会であります。有権者の負託を受けて地域住民の先
頭に立ち、村政の発展と活性化にご尽力されますことをご祈念申し上げます。また、私を
含め執行部も議会とともに、協働のまちづくりに精進してまいりたいと思ひます。

例年ですと、日本列島の梅雨入りも南からであります。今年度は、関東地方が九州地方よりも早く梅雨入りと発表されるなど、気象の変化が人々の生活に影響を与えつつあるように思われます。梅雨が明けますと、日中は30度を超える猛暑日が多くなりますので、議員各位におかれましては体調管理をされ、健康を維持されますようお願いいたします。

今、国会では金融庁金融審査会の報告書をめぐり、老後資金問題で支給される年金のほかに夫婦が95歳まで生きるには2,000万円の蓄えが必要との報告があり、麻生金融担当相が受け取りを拒否したことにメディアも含め国民から批判が相次いでおります。高齢者の生活に不安をあおりかねる問題であります。高齢者が安心して生活ができる環境づくりを望みたいものであります。

G20エネルギー環境相会合が16日に閉幕しましたが、商店のプラスチックごみ問題では、海のプラスチックごみ対策で、各国が自主的に取り組みを報告する仕組みづくりで一致したようであります。日本では、来年4月よりレジ袋を有料にするなど、地球環境に配慮がなされるようであります。問題を先送りせず、地球上全ての動植物が環境に配慮された、住みやすい自然環境での保全を進めていきたいと思っております。

村では、屋外防災行政無線の整備がされ、4月1日から運用を開始いたしました。これに伴い、稲敷警察署と緊急連絡に必要な事案が発生した場合に、屋外に広報ができる屋外防災行政無線活用等協定締結式を6月5日に結びました。設置後であります。美浦村において行方不明者の事案が発生したことに伴い、屋外防災行政無線で早目の情報を流し、発見されたとの連絡も稲敷署からありました。早目、早目の情報発信で大事に至らずに解決されることが地域住民の安全安心につながるものと思っております。

また、6月15日土曜日に稲敷市・阿見町・美浦村の3市町村による霞ヶ浦地区水防訓練が雨の中、実施されました。警報が出されるくらいの中、各消防団の代表の皆様には、災害発生時に訓練された各種工法が減災につながることであれば、住民の安全安心を守ることとなります。参加されました議員各位には、雨の中大変ご苦労さまでございました。

今定例議会提出議案であります。報告第1号で、繰越明許費繰越計算書についてが1件、議案第1号で、美浦村政治倫理審査会委員の選任についてが1件、議案第2号で、美浦村農業委員会委員の任命についてが1件、議案第3号で、美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で、美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で、美浦村森林環境譲与税基金条例が1件、議案第6号で、令和元年度美浦村一般会計補正予算（第1号）が1件、議案第7号で、令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）が1件の8案件であります。

令和元年度におきましても、住民と協働のまちづくりを目指し、人と自然が輝くまち美浦の充実にご支援、ご協力をいただきますとともに、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

10番議員 林 昌子 君

11番議員 小 泉 輝 忠 君

12番議員 沼 崎 光 芳 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から28日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から28日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成30年度公共下水道事業特別会計）の報告を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計）につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本年度第1回美浦村議会定例会において、平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源が確定しましたので報告するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

公共下水道整備事業の国庫補助事業分として、事業費2億600万円の繰越明許費を設定しましたが、設定額と同額の2億600万円を繰り越しています。

財源につきましては、国庫補助金が1億300万円、残りの財源につきましては、村債の公共下水道事業債となっております。

以上、平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申しあげました。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 美浦村政治倫理審査会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 美浦村政治倫理審査会委員の選任につきましてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村政治倫理審査会委員7名の方全員が令和元年6月30日をもって任期満了となることに伴い、磯山貴洋氏、浅野勝夫氏におきましては退任、古渡和夫氏、増尾重治氏、木村威夫氏、小野木宏氏及び宮本茂男氏を引き続き再任とし、川又俊宏氏、中澤眞一氏を新任として任命することについて、美浦村政治倫理審査会条例第5条第3項の規定により同意を求めるものであります。

いずれの方々につきましても、人格、識見豊かな方として政治倫理審査会委員に選任いたしたく、議会のご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、個々の経歴につきましては、別紙資料を参照していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第2号 美浦村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号 美浦村農業委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

この議案につきましては、農業委員会委員に1名の欠員が生じたことから、農業委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

糸賀一男氏につきましては、郷中に在住の方で、水郷つくば農業協同組合美浦地区本部の推薦によりまして応募された方となります。

主な経歴といたしましては、昭和54年4月に美浦村農業協同組合に入所後、営農指導員として農業に携わり、農協役員として農業者の代表として活動してまいりました。

平成29年4月にJA茨城かすみ組合長に選任され、平成31年2月にはJA水郷つくば副組合長に選任されております。

以上のことから、農業に関する識見を有し農地等の利用の最適化の推進や農業委員会の所管する事項に関して職務を適切に行うことができるものと判断し、糸賀氏を任命しようとするものでございます。

以上、議案第2号について提案理由を説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第3号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例から、日程第10 議案第7号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の5議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号から議案第7号まで一括してご説明を申し

上げたいと思います。

まず初めに、議案第3号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、低所得者の保険料の軽減強化として、第1段階の軽減割合を増加するとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階までの対象者に拡大するものであります。

続きまして、議案第4号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、第3条の委員構成において、構成団体の名称や組織に変更等が生じたため、また今、後においても同様なことが生じると想定されることから、議員の職を掲げる別表を削り、「関係機関及び団体の代表者」「関係行政機関の職員」「村議会議員」「その他村長が必要と認める者」の中から20名以内で組織するものに改正を行うものでございます。

続きまして、議案第5号 美浦村森林環境譲与税基金条例についてご説明申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

パリ協定の枠組みのもとにおける国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年通常国会において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく、国から市町村及び都道府県に対して森林環境譲与税の譲与を受け、翌年度以降の身近なみどり整備推進事業等に活用するため、美浦村森林環境譲与税基金を設置する必要性があり、「美浦村森林環境譲与税基金条例」を制定するものであります。

このことにより、森林環境譲与税を基金として積み立て、適正に管理及び運用することで、村が実施する森林整備及びその促進に関する施策の経費に充てることができます。

続きまして、議案第6号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 予算の名称でございますが、これは元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度美浦村一般会計予算」の名称を「令和元年度美浦村一般会計予算」とするものでございます。

次に、第2条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億1,419万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億7,119万円とするものでございます。

今回の補正は、令和元年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことが

できなかったもの、また、その後必要が生じた事項で早急な予算措置が必要になったものにつきまして計上をいたしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

議会費について申し上げます。

議会費の議会運営費では、議会共済会負担金205万5,000円を計上いたしております。

これは、議員定数の改正及び議会解散に伴い、議員数を当初予算において12名分で計上しておりましたが、平成31年3月31日までに議会が解散され、同年4月1日において議員が在職していないときは、解散時の議員数が算定基礎となることから、不足2名分を増額補正いたしております。

続いて、総務費について申し上げます。

総務管理費の企画費では、企画事務費で土浦地区に対して交付する自治総合センターコミュニティ助成金1,370万円を新規に計上いたしております。

この助成金は、土浦地区公民館の建てかえ工事に対して助成するもので、一般財団法人自治総合センターからの助成金を財源としております。

次の定住促進事業費では、東京圏から本村に移住し、県内の対象中小企業に就職した方に交付する移住支援金100万円を計上いたしております。

この事業は、国の地方創生推進交付金を活用するもので、国等から4分の3の75万円が交付されます。

次に選挙費の参議院議員選挙費では、総額242万2,000円の増額補正をお願いしております。

今回の補正は、本年7月に予定されている参議院議員通常選挙の開票事務等において、公正かつ効率的な執行及び開票作業の迅速化を図るため、バーコード読み取りを行える開票集計システムにかかわる経費等の計上を行っております。

なお、財源につきましては、県から補助率9分の5の参議院議員選挙費委託金129万円が交付されます。

続いて、民生費について申し上げます。

社会福祉費の社会福祉総務費では、新規事業、プレミアム付商品券事業費に必要な主な経費として、職員の時間外勤務手当、事務処理補助員を派遣するための業務委託料、次のページのプレミアム付商品券事業補助金等、総額で7,768万6,000円を計上いたしております。

この事業は、消費税率の引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費の喚起・下支えするために発行するもので、2万5,000円の商品券を2万円で購入することができ、購入対象者は、非課税者及び3歳児未

満の子が属する子育て世帯、合わせて2,600人を見込んでおります。

なお、この事務費及び事業費の財源につきましては、全額が国庫補助金及びプレミアム付商品券売払収入となっております。

続いて、消防費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

非常備消防費では、消防団運営費で平成30年度自治消防団員退職者26名分の退職報償金921万1,000円の増額補正をお願いしております。

長年にわたり地域の消防防災活動にご尽力いただきました消防団員の方々には、改めまして敬意を表しますとともに、感謝申し上げる次第であります。

続いて、教育費について申し上げます。

社会教育費の社会教育総務費では、地区公民館補助事業費で、土浦地区から地区公民館の建てかえに伴う補助金の申請があり、301万1,000円の計上をいたしております。

次に、公民館費の中央公民館管理費では、中央公民館玄関前ポーチのレンガタイルが隆起しており、その道路維持補修工事費として211万円を計上いたしております。

次の文化財保護費の文化財活用事業費では、5月から雇用しております一般事務職員の雇用関係経費として、総額173万2,000円を計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

初めに、国庫支出金及び県支出金については、それをそれぞれの歳出予算の中で説明いたしました事業の財源となるものが主なものとなっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

次に、繰入金について申し上げます。

基金繰入金では、財政調整基金繰入金で今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、1,154万3,000円の増額補正を行い、繰入予算額を3億2,249万7,000円といたしております。

最後に、諸収入について申し上げます。

雑入の消防団員の退職報償金では、退職消防団員に対する報償金としまして921万1,000円の増額補正をいたしております。

次の雑入については、それぞれの歳出予算の中で説明いたしました事業の財源となるもの、及び臨時職員雇用保険料となっておりますので、個々の説明は省略をさせていただきます。

以上、今回の令和元年度美浦村一般会計補正予算（第1号）の主な概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第7号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の予算の名称についてでございますが、一般会計と同様に予算の名称を

平成31年度から令和元年度に改めるものでございます。

次に、第2条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ4,754万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,974万8,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、国庫補助金の社会資本整備総合交付金の内示額が当初予算額を上回りましたので、公共下水道整備事業の補助事業費の増額補正をいたしております。

次に、第3条の地方債の補正では、補助事業費の増額補正に伴う財源としまして、公共下水道事業債を充てることとしましたので、限度額の変更をお願いいたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

33ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出予算から申し上げます。

下水道費についてでございます。

下水道費の公共下水道事業費では、公共下水道整備事業で、公共下水道工事費4,754万8,000円の増額補正をお願いしております。

冒頭でご説明いたしました補助率2分の1の社会資本整備総合交付金2,377万4,000円を財源として本管敷設等の追加工事を行うものであります。

なお、国庫補助金の残りの財源につきましては、村債の公共下水道事業債が2,370万円、公共下水道事業基金からの繰入金が7万4,000円となっております。

続きまして、歳入予算についてでございますが、ただいま申し上げました補助事業の財源の補正となっておりますので説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、議案第7号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

以上、議案第3号から議案第7号までについて、一括してご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長、続いての提案説明大変お疲れさまでした。

6月10日までに受け付けしました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付をいたしました請願文書表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

なお、11時より全員協議会を委員会室にて開催をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

午前10時35分 散会

令和元年第2回
美浦村議会定例会会議録 第2号

令和元年6月21日 開議

一般質問

北出 攻 議員
松村 広志 議員
山崎 幸子 議員
葉梨 公一 議員
岡沢 清 議員
林 昌子 議員

1. 出席議員

1番	下村 宏君	2番	山崎 幸子君
3番	北出 攻君	4番	松村 広志君
5番	葉梨 公一君	6番	小泉 嘉忠君
7番	塚本 光司君	8番	岡沢 清君
9番	飯田 洋司君	10番	林 昌子君
11番	小泉 輝忠君	12番	沼崎 光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中島 栄君
教 育 長	糸賀 正美君
総 務 部 長	平野 芳弘君
保 健 福 祉 部 長	吉田 正己君
経 済 建 設 部 長	山口 栄美君
教 育 次 長	木 鈴 昌夫君
総 務 課 長	青野 克美君
企 画 財 政 課 長	菅野 眞照君
福 祉 介 護 課 長	吉原 克彦君
健 康 増 進 課 長	藤田 良枝君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章君

都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
生 活 環 境 課 長	圓 城 達 也 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	栗 山 和 男 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	岡 澤 光 一	
書	記	木 村 弘 子
書	記	高 松 良 幸

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和元年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、北出 攻君の一问一答方式での一般質問を許します。

北出 攻君。

○3番（北出 攻君） 3番議員の北出でございます。

初めての一般質問でございますので、執行部の皆様にはご迷惑をおかけするかと思いますけれども、ご了承のほどですね、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして2問の質問をさせていただきたいと思っております。

私、ことし3月までB地区の出店を2年間担当しておりましたが、力及ばずですね、出店に至らなかったことが私の1番の心残りであり、1日も早く出店業者が決定されることを望んでいるところでございます。そこで、新年度になり2カ月が過ぎたところでございますが、B地区の指定について進展があったのかお伺いをいたします。

○議長（下村 宏君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） 北出議員の質問にお答えします。

役場周辺地区、地区計画区域の地域交流地区A地区につきましては、平成29年3月に美

浦村地域交流館とカスミ美浦店がオープンしましたが、地域交流地区B地区につきましては、現在のところ商業店舗の出店には至っておりません。

地域交流地区B地区につきましては、国道125号バイパスが村道102号線（通称：トレセン進入路）まで開通する目途が立った昨年末に出店希望業者2社からの出店申し込み見書が提出されたところでございます。

現在は、2社からの出店申し込みについて、地権者会において2社の諸条件を精査し、どちらの出店申込書案に賛同するかを決定するため、話し合いを行っているところでございます。

地権者会において出店業者が決定されれば、本村の活性化が図られるものと思われま

す。私を含め担当職員一同、議員と同様一刻も早い決定がされることを期待しているところでございます。もうしばらくお待ちいただけたら朗報を伝えられるかと思

います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 北出 攻君。

○3番（北出 攻君） 変わらず進展がないということではありますが、担当職員のですね、ご尽力をもちまして、早い時期での決定がなされることを期待しております。微力ではございますけれども、お手伝いできることがあれば、私のほうにですね、ご連絡をいただければと思っております。いずれにせよ、2社とも出店に至らないということは考えられないことでありまして、決定は時間の問題かと思

います。そこで、次の質問に移ります。

いずれにせよ、B地区は決定がされることと思

いますので、出店が決定された場合、大き目の商業店舗を立地できる区域がなくなります。地域交流地区以外にも大き目の店舗を立地できる区域は必要であると考えておりますが、どのようなお考えを持っているのかお伺いをいたします。

○議長（下村 宏君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

役場周辺地区、地区計画区域の地域交流地区B地区への企業の出店が決定した場合、地区計画区域において、引き続き1,500平方メートルの店舗や事務所の建築は可能ですが、ご質問のとおり、大き目の商業店舗3,000平方メートルまでの建築が可能となるエリアは村内にはなくなることとなります。

これまで地域交流地区B地区に関して2社から出店申し込みがあったことや、国道125号バイパスの稲敷市までの開通の目途が立ったこと等を踏まえ、地区計画エリアを中心に商業施設誘致の需要がまだまだあると思われることから、本村の将来を見据えると、新たに「大き目の商業店舗の出店可能なエリア」の創出を検討していく必要があると考えられます。

役場周辺地区及び大谷周辺地区の二つの地区計画区域を中心に、その周辺を含めまして、新たな商業施設の誘致が可能な箇所の創設につきまして検討を進めてまいりたいと考えて

おります。ただし、地区計画の用途変更やエリア拡大等を策定するには都市計画決定事項となるため、関係機関との協議及び調整等については相当の期間を要するものであることをご承知おき願いたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 北出 攻君。

○3番（北出 攻君） ただいまの答弁にありましたが、需要があってから始めるのでは供給が追いつきませんので、せっかくのチャンスを逃してしまう結果となると思います。前向きに検討していただけますよう、お願いを申し上げます。

次の質問に移ります。

昨年12月に国道125号大谷跨道橋の渡り初めを開催し、供用開始しているところがございますけれども、根古屋地区から地域交流館ふれ愛プラザまでの村道を整備することで、住民の利便性が図られるのではないかと思います。

村道1556号線のうちですね、現在、未整備となっている跨道橋とB地区間の整備は必要と考えております。山口部長はどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（下村 宏君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

村道1556号線の整備につきましては、北出議員のお考えどおり、地域交通の利便性が格段に向上するものと認められるものであり、地元地区からの整備要望もありますことから、拡幅舗装工事を行いたいと考えております。令和2年度に路線の調査測量を行い、順調に進めば令和3年度に工事を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 北出 攻君。

○3番（北出 攻君） 3月まで担当部局にいたわけでございますけれども、要望が上がっていることは承知——把握しておりませんでした。大変失礼をいたしました。住民の利便性の向上のため整備をお願いし、次の質問をしたいと思います。

トレセン進入路から稲敷市方面への国道125号バイパスの工事は順調に進んでいると見えるわけでございますけれども、開通の時期はいつごろになるのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

国道125号バイパスの整備につきましては、茨城県竜ヶ崎工事事務所により事業を推進していただいておりますことから、同事務所に確認してまいりましたのでご報告させていただきます。

国道125号バイパスについては、昨年度、村道102号線、通称トレセン進入路と呼ばれておりますが、この村道102号線の交差点まで開通しております。本年度は引き続き村道102号線の交差点から、稲敷市地内の姥神交差点から江戸崎市街地に通じる「県道江戸崎新利

根線」との交差点までの区間の用地取得及び工事、さらには「県道江戸崎新利根線」から先の用地取得を予定しているとのことでもございました。

国道125号バイパスにつきましては、重点路線として事業を推進していただいておりますが、用地買収を伴いますことから、開通の時期については現時点では未定ということでもございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 北出 攻君。

○3番（北出 攻君） 了解をいたしました。

用地買収がネックになるということは国道に限らず道路整備をする場合の課題となり、工事がおくれる原因となります。美浦村の活性化のためにも全線の早期開通を願っております。

村としても、できることは協力し早期開通に向けご尽力をお願い申し上げたいと、このように思っております。

次の質問に移ります。

ホームページを見ますと、地区計画では少子高齢化や転出による人口の減少と住民の生活・行動が村外へ依存する傾向が顕著となっていることから、大谷周辺地区と役場周辺地区を活用し、住民の皆様が将来に渡ってより快適に住み続けられるよう、生活利便性の向上と住みよい環境づくりを推進する、となっております。美浦村は可住面積が多く、多くの集落から成り立っておりますが、既存の集落まで集積することは不可能なことは認知している上でお聞きしますが、転出者を少なくすることで人口減少対策や税収の増加にもつなげるため、コンパクトシティーも含め村長の構想がありましたらばお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（下村 宏君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 改めまして、再開日ご苦労さまでございます。

北出議員のですね、コンパクトシティーというふうに言われましたけれども、地方創生の法律がされてから、美浦村では小さな拠点を目指そうということで、平成27年12月1日に当時の石破大臣のほうから美浦村が採択された経緯があり、その後平成29年3月26日に今のふれ愛プラザとカスミが合同で出店するような、地域の憩いの場をつくらうということで発足して3年目に入ります。

今、山口部長のほうとも、答弁がありましたけれども、B地区については、出店希望が2社ぐらいあったんですが、ディベロッパーとしてどういう業態を持ってくるかのところまでは話がまだ進んでいないということで、地権者の判断で約20年間、地権者との賃貸の契約があるかと思うんですけれども、これは村が決めるというよりは、地権者がどちらの事業者を選択するかにあるかと思ひます。

これが大体、目先が、ついて決まるということになれば、1年ぐらいの間には新たな業態の店がそこに出てくるだろうというふうに思われますけれども、それと並行してですね、

先ほども125号の延伸が部長のほうから話がありましたけれども、まだ、日程は竜ヶ崎工事事務所のほうからは示されていないということなんです、できれば125号沿いにそういうものが計画として立てられれば、早めには開通を見込んでそこに計画をするのが1番いい選択方法なんではないのかなというふうに思います。

そういうふうな部分で早めにB地区が方向性が出れば、それに伴って、村としても早目に動かざるを得ないかなというふうには考えております。

多分、もう道路の線形はほぼでき上がってきているので、佐倉——稲敷市の佐倉までの開通のその先を見越さないと125号の交通体系が変わってこないことにもなりかねないので、その目途がつけば、それに見越して村は計画をつくり上げていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 北出 攻君。

○3番（北出 攻君） ありがとうございます。

日本の人口減少はですね、今後も進んでいく見通しとなっておりますが、美浦村ではですね、せっかく地区計画制度を活用したわけでありますので、美浦村の活性化のためですね、多方面から検討していただき、いいものはどんどんと取り入れていただきたいと、このようにお願いをするものでございます。確かに、地区計画の設定により一定の効果があつたことは事実でございますけれども、美浦村では人口減少、少子高齢化は進んでおります。前向きに検討していただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、2問目の県道稲敷阿見線についてお尋ねを申し上げます。

この質問についても、県の事業でありまして一般質問にはですね、ふさわしくないのかなと思うかもしれませんが、土屋地区のですね、住民の要望は強いものがあり、前権名議員からも再三ですね、質問があつたわけでありまして、あえて質問をさせていただきます。

まず、本年4月に一部区間の工事を着工しておりますが、予定ではコンビニエンスストアまでだったと認識しておりましたが、半分程度の百二、三十メートルほどの工事とお聞きしました。

事情はあるものと思いますが残念ではございます。

そこで、本年度のですね、工事発注予定はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（下村 宏君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

県道稲敷阿見線につきましては、茨城県竜ヶ崎工事事務所が道路管理者となっておりますので、同事務所に確認してまいりましたのでご報告させていただきます。

県道稲敷阿見線の道路改良工事につきましては、村道1674号線との交差点からコンビニエンスストア・セブンイレブンがある丁字路までの一部区間において、昨年度末に本年度予算を活用したゼロ県債工事（予算前倒しで工事を発注する工事でございます。）を発注

し、4月より整備を進めているところでございます。

本年度につきましては、現在施工中の工事を完成させるとともに、区間内に設置されている防火水槽の取り扱い及び信号機の移設等につきまして、次年度以降に工事を円滑に行えるよう、当村及び関係機関と協議・調整を行い対処してまいりたいとのことでございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 北出 攻君。

○3番（北出 攻君） ありがとうございます。

次にですね、用地買収の進捗状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（下村 宏君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

県道稲敷阿見線の道路改良工事につきましては、用地確保が必要となる土地は全部で66筆あり、そのうち45筆が取得済み、21筆が未取得とのことでした。残る用地につきましては、本年度も引き続き用地の交渉を進めてまいります、とのことでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 北出 攻君。

○3番（北出 攻君） 早期開通のためですね、努力されていることに対しましてですね、敬意を表するところでございます。

確かにね、用地買収はデリケートな部分があり大変であることは認識はしております。

私もですね、協力は惜しまないつもりでおりますので、できることがあればお手伝いをしたいと思っておりますので、その旨ですね、竜ヶ崎工事事務所の担当の方にもお伝えをいただければと思います。

次の質問を行います。

本年度より、小学3年生まで通学バスで対応していただき、児童の通学の安全が図られたことに対しお礼を申し上げる次第でございます。しかしながら、現状、大人の方からも「自転車や徒歩での通行には危険を感じる」とのご意見が多数寄せられているところでございます。地域住民は、村内全線の早期完成を望んでいるところであり、住民の安全を一番に考えてあげることが重要でございます。3月まで担当者であった私がですね、質問することは非常に心苦しいところではございますけれども、村として、県への要望以外にどのような働きかけができるか、また、どのようにすべきか、お伺いをいたします。

○議長（下村 宏君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。

当該路線につきましては、茨城県が管轄する県道ということで、毎年、早期完成に向けて要望を行っているところでございますが、北出議員の質問の要望以外での働きかけということにつきましては、茨城県竜ヶ崎工事事務所との連絡・調整を密にして、その中で村が協力できる部分について積極的に対応し、工事が円滑に推進できるよう協力してまいり

たいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 北出 攻君。

○3番（北出 攻君） 確かにですね、要望以外となるとただいまご答弁をいただいた程度が限度となってくるのかなと思います。しかしながらですね、住民が危険だよと感じているのを指をくわえて見ているわけにはいかないのが現実でございます。

先ほども申しましたが、私は協力は惜しみませんので、実現に向けてですね、お互いに知恵を出し合っていければと思いますので、早期完成に向けてですね、引き続きのご尽力をお願いを申し上げたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにします。

○議長（下村 宏君） 以上で、北出 攻君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一问一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。

初めに、18日夜に発生し、新潟・山形両県など各地を襲った激しい地震に際し、心よりお見舞いを申し上げます。

この度、議員2期目として再び議会質問をさせていただきます。

誰も置き去りにしない、誰も置き去りにされない、真に豊かな美浦村に向けて質問をさせていただきます。

最初に、関係人口についてお尋ねいたします。

関係人口とは、地域に移住した定住人口や観光などの交流人口以外で、さまざまにかかわる人の数を指します。

近年、この関係人口をふやす取り組みが注目されており、これが、今後の地域の課題や安定に対し有効と考えられております。

今、地方圏は人口減少・高齢化などにより、地域の担い手不足に直面しているが、所によっては若者を中心にさまざまなアイデアのもと変化を生み出す人材が入り始め、関係人口と呼ばれる、地域以外の人材がその担い手になりつつあると期待されている。

この関係人口について本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、関係人口が地域の問題解決等に有効であることは国でも理解しており、総務省がモデル事業を行っているところであります。

国の「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」において、『移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわるものである「関係人口」に着目し、地域以外からの交流の入口ふやすことが必要』とされ、「地域とのかかわりを持つ者に対する地域づくりにかかわる機会の提供や、地域課題

の解決等に意欲を持つ地域外の人との協働実践活動等に取り組む地方公共団体を支援する」としてモデル事業が行われています。平成30年度に30団体、令和元年度に採択された団体が44団体あり、令和元年度にはつくば市も採択されています。

令和元年度モデル事業の実際の取り組みとしては、国は三つのパターンを用意しております。

具体的には、パターン1として、地域とのかかわりを持つ者を対象とする取り組み。その中の1として、その地域にルーツがあるものを対象とする取り組み。二つ目として、ふるさと納税を行った者、寄附者等を対象とする取り組み。

また、パターンの二つ目では、これから地域とのかかわりを持とうとする者等を対象とする取り組み。

パターンの三つ目は、都市住民等の地域への関心を醸成する取り組み。

パターンの四つ目としましては、訪日外国人の地域への関心を醸成するという取り組みです。

そして各市町村が取り組む具体的な事業としては、パターン1の1では、市町村出身者やゆかりのあるものとの体験ツアーであったり、ふるさと住民票の発行事業など、6団体が採択されています。パターン1の2では、福井県坂井市が採択されており、市に所在する丸岡城を活用して、全国のお城のファンやふるさと納税寄附者に対する通行手形を発行する事業などです。また、1と2双方に取り組むとして4団体が採択されています。

パターンの二つ目としましては、都市在住者向けに発見セミナーやワークショップを開催し交流を推進するなど、7団体が採択されました。

パターンの三つ目では主に都市部の住民を対象にして、各地域の情報を伝達することで関心を高める事業が多く、学生を対象にしているものも含めて21団体が採択されています。つくば市はこれに該当しており、つくば市にゆかりのある研究者を切り口にしています。

パターンの四つ目では、地域資源を生かして訪日外国人とのネットワークを構築する事業で、5団体が採択されています。

以上のようにさまざまなパターンで関係人口をふやす取り組みが全国的に行われていますが、いずれにしても、すぐに定住人口がふえるというような「即効性」のある事業にはなりません。

関係人口を増加させるためには、村を知っていただくことが重要であると考えます。村でも、昨年1月から村に関係のある著名人やキャラクターによるふるさと大使を委嘱し、PRをお願いしています。またホームページやフェイスブック、ツイッターなどのSNSで村の情報も発信しています。しかし、どの市町村でも同様の施策は実施していますので、さまざまな視点から議員ご指摘の関係人口が増加するよう、次期総合戦略の検討課題として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、松村議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

関係人口のコンセプトは、新しい人の流れをつくることであります。従来の人口定義の類例と捉えることなく、新たな枠組み、発想が求められているとも言えます。流動創生プロジェクトと銘打ち取り組みを行っている福井県のあるまちの提案者は、場所や組織に縛られることなく、多様で新しい働き方や暮らし方へのプロジェクトを提案。流動とは、「都市と地方」「地方と地方」の間を行き来する人の流れ、一人ひとりがすべきこと・いるべき場所・あるべき姿を求めて流動創生という流動性の高い環境づくりに取り組むことであり、それがやがて日本全体を巻き込んだ変化につながると提案している。

従来の定義や固定概念にとらわれることなく、本村にあっても関係人口の増加に向け、村内外から注目と意見を得られるよう柔軟な取り組みを要望し、この質問を終わります。

続けてドッグランについて質問いたします。

ドッグランとは、犬の飼い主が管理の上で隔離されたスペースの中で引き綱を外し、自由に愛犬を運動させることができる場所や施設のことです。さまざまな理由から、犬を飼育する家庭もふえている中、ドッグランの設置が全国に広がっているようであります。また、村内の光と風の丘公園にあって、ドッグランさながらに犬を野放しにすることへの懸念も聞いております。

ドッグラン検討について本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 山口 経済建設部長。

○経済建設部長（山口栄美君） 松村議員の質問にお答えします。

光と風の丘公園での飼い犬の野放しにつきましては、生活環境課には苦情が寄せられたことがないため実態は把握してないところでございますが、光と風の丘公園の管理事務所が公園内の巡視をしているときに何度か見かけ、注意したことがあるとのことでした。

生活環境課では毎年10月に飼い主のマナー向上推進月間ということで、光と風の丘公園などにおいて犬の飼い方やマナーについてチラシを配布するなど指導をしております。また、リーフレットの回覧や広報等により、飼い主のルールとマナーについても啓発を行っております。

ご質問いただいたドッグランの建設につきましてですが、村内には現在、民営のドッグランが1カ所ございます。県内で市町村が管理しているドッグランとしましては、つくば市のごみ焼却施設の余熱を利用しているスポーツ施設内に併設されているものと、最近、龍ヶ崎市で開設したものがございます。公営のドッグランは都市部などには見受けられるもの、それ以外ではまだまだ整備されていないような状況でございます。もし村でドッグランを設置した場合、維持管理などのコストもかかる上、民業圧迫にもなりかねません。

公園内で飼い犬を放しているということにつきましては、マナーの問題であることから、まずは現地での指導や引き続き広報等で飼い主への正しいペットの飼い方の周知を行っていき、今後、住民からドッグランの設置の要望が多数寄せられた場合には、改めて設置について検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

日々耳にする運動不足は、人間に限ったことではありません。愛犬の運動不足解消のため、さらには、動物愛護の観点からも前向きなご検討をお願いし、この質問を終わります。最後の質問に移ります。

LGBTについて伺います。

偏見や差別のない人間協和の正しい社会環境の構築に向け、重要な課題であります。

LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーのそれぞれの頭文字を並べた略称です。まだ聞きなれないという方も多々おられることと思ひ、簡単に説明をいたします。レズビアンとは、身体と心の性別は女性で性的指向も女性である人、ゲイとは身体と心の指向は男性で性的指向も男性である人、バイセクシャルとは、身体と心の性別を問わず性的指向が両性である人、トランスジェンダーは身体の性別と心の性別が一致しない人であります。今ごらんいただいているのは、LGBT支援のレインボーフラッグであります。

日本では2015年3月、渋谷区で全国初となる同性パートナーシップ条例が可決されました。このことにより、LGBTの存在が国内でも広く認知されるきっかけとなりました。しかし、まだまだ多くの方がLGBTについて正しい理解をされていないようであります。先日もNHKで報じられておりましたが、調査によれば人口の8.9%がLGBTなどの性的マイノリティとのことであり、実に国内のAB型の人と同じ割合になります。その一方で、性の多様性の理解が不十分なためLGBTの多くの方が生きづらさを感じているケースが数多く存在します。その大きな理由が二つ挙げられております。一つが、「人々の理解が進んでいないことによる生きづらさ」、もう一つが、「法整備が追いついていないことによる不可能」。誰もがより暮らしやすい地域社会に向け、本村の現状と取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のLGBT、いわゆる性的指向、性同一性障害への無理解と偏見の解消。それぞれの生き方の違いを認め、尊重することは重要であり、「人権問題」の視点からも必要であると考えております。法務省におきましても、「性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要」として啓発活動を続けております。

人権とは「人が人らしく生きていくため社会によって認められる権利」であり、誰からも侵されることのない権利でございます。

これまで村は、人権に関する啓発活動や人権擁護委員による特設人権相談会の実施、人権作文コンテストへの参加など、人権を尊重し人権を守る取り組み等を実施してきております。また、村職員の住民対応につきましても重要なことでございますので、職員を人権

研修に参加させるなど、意識普及を行っているところでございます。

現在、専門の相談窓口を設置してはおりませんが、「誰もがより暮らしやすい社会」に向け、県や関係機関との連携を図りつつ、相談に関する支援を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

先日、多くの話題を呼び完結したNHKの連続ドラマ『腐女子、うっかりゲイに告^{コウ}る』という番組の中、高校生の主人公が心を許すネット上の友人から、「純、僕たちのような人間は、どうして生まれてくると思う？」と、メールで問われる場面があります。その後、同性愛者は十代にして短い命を絶ち、主人公も周囲からの偏見に耐えられず自殺を図ることとなります。幸いにもその子は一命を取りとめ、復帰していくのですが、とても見るに耐えられない、つらい場面でありました。

ドラマの中のことですが、実は、現実にある多くの性的マイノリティの心の叫びを代弁しているのではないのでしょうか。「僕たちのような人間は、どうして生まれてくるのだろうか」彼らの切実な疑問、社会への投げかけであります。本当は私たち全ての人が真摯に受けとめなければならない重要なテーマと考えます。

2016年に連合が行った調査によれば、職場に同性愛者や両性愛者がいた場合、抵抗を感じる人は35%、つまり3人に1人が抵抗を感じていると回答しております。これはLGBT当事者には、とてもつらい数字と言えます。また、対象者の中では、LGBTについて理解している人は3割しかいないという結果もあるようです。

未知なもの、知らないものへの警戒心は誰にも備わっているものであるが、それが防衛本能などにより、たとえなれた存在であっても偏見や差別を生じさせているのではないのでしょうか。

LGBTへの理解が進んでいる国スウェーデンでは幼少期からの教育がなされており、「全ての人には尊厳があり平等である」と、多くの人が自然に暮らしている。

また、外資系生保会社の社長は積極的な改善に努め、「多様性がイノベーションを生む」「見えないことが大きな問題」「社会そのものがそもそも多様性」と言明されています。すばらしい、的を得た明言と感心をいたしました。世界を見渡せば、人種も言語も思考も、外見すら多様であります。でありますならば、人の根幹をなす内面も多様であることは当然であり、むしろその事が受け入れられない社会が未熟であり、さらには障害があるようにさえ思われます。またLGBTへの取り組みは、国連の主導のもと全世界での持続可能な発展を目標とするSDGsの5番目、「ジェンダーの平等の達成」にもつながってまいります。誰もがより暮らしやすい地域社会、より平和で安心して暮らせる美浦村の構築に向け、積極的な対応をお願いいたします。

質問の終わりに、世界的教育者の進言をご紹介します。

「桜梅桃李」桜は桜、梅は梅、桃は桃、李は李。花にもそれぞれ個性がある。人もまた同じである。さまざまな個性の人が自分らしく花を咲かせ、しかも互いに尊重し調和を保っていくのが人間協和の社会であり、平和の要諦といえよう。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了します。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時5分再開といたします。

よろしく申し上げます。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 2番議員、山崎でございます。

通告に従い質問いたします。

まず初めに、「ヘルプマーク」についての質問をいたします。

精神障害を抱えている人、義足や人工関節、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外部からは援助や配慮を必要としていることがわからないことがあります。ヘルプマークとは、そうした人々が周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのもので、写真のように、かばん等に取りつけて使用します。

平成29年9月の定例会時に、ヘルプマーク導入の検討を提案したが、その際の答弁では、「茨城県で導入を検討しているので、県の動向に合わせて検討していきたい」との答弁でした。

茨城県で、本年度よりヘルプマークの配布を開始するとの発表がありましたが、本村では、ヘルプマークの配布は開始しているのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

ヘルプマークの取り組みは、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々への支援はもとより、障害等への理解を進める啓発活動としても効果があるものと考えております。ヘルプマークは、主に外出先での緊急時に使用するため、広域での取り組みが望ましく、茨城県が導入を検討していたことから、県の動向に合わせて本村における導入を検討してきたところでございます。

そして、本年5月末に県より県内全市町村に対しヘルプマークの提供があり、本村におきましては、配布に当たっての準備を現在進めているところでございます。配布の準備が整い次第、村広報紙及び村ホームページ上でお知らせをし、ヘルプマークを必要とする村

民の皆様の手に渡るよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

本村では、ヘルプマークを現在準備中で、近々、必要としている方に配布をするとのことですので安心いたしました。

ヘルプカードに関しては、前回の質問後に迅速な対応で配布をしていただき、とてもありがたく思います。

それでは、このヘルプカードの現在までの配布枚数をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ヘルプカードにつきましては、平成29年10月より役場福祉介護課の窓口で配布をさせていただいております。これまでの窓口での発行件数は21件でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

ヘルプマークもヘルプカードも配布をしていただけることに関しては、非常に評価に値するところではございますが、ヘルプマークやヘルプカードは、配布をして終わりではなく、全ての方がヘルプマークの意味を知らなければ、ヘルプマークをつけても無意味なことになると思います。

ヘルプマークの意味を住民に知らせるための周知方法はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本村といたしましては、今回の配布に合わせて広く村民の皆さんに、改めてヘルプマークの意味を知っていただき、援助や配慮を必要とされる方々に対するご理解とご協力をいただくことが重要であると考えております。そのため、村広報紙や村ホームページによる周知のほか、病院や商業施設、村施設などにポスターを掲示していただき周知を図ってまいりたいと考えております。

また、チラシ・ポスターの配布につきましては、さまざまな機関に協力をお願いしながら周知活動を続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

すみません。追加でお願いいたします。

周知につきましては、新たに設置されましたMihō Visionにおきましても、周知を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

M i h o V i s i o nでも載せて皆さんが通るのにも目にできるようにしていただけるってことは本当にありがたいと思います。そしてポスター等は、住民がよく目にするようなさまざまなところに掲示していただきたいということを切望し、次の質問の「新学習指導要領の全面实施に伴う対応」についてお伺いいたします。

小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から新学習指導要領が全面实施されます。子供たちの将来は生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、人工知能の進化などにより、予測困難な時代になると言われています。このようなことから、これからの学校教育には子供たちがさまざまな変化に積極的に向き合い、周りの人と共同して課題を解決していくことや、さまざまな情報を見きわめて、新たな価値につなげていくことができるようにすることなどが求められます。新学習指導要領では、こうした状況を踏まえ、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくる」という目標を学校と社会が共有し、連携協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む、社会に開かれた教育課程の実現を目指すことが示されています。今回の改訂では、「生きる力」を子供たちに育むために、「何のために学ぶのか」という各教科等を、学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫等を引き出していくことができるようにしています。次代を担う子供たちの学びを育んでいただきたいと思いますが、一方、小学校における外国語教育の充実などに伴い、授業時数が小学校ではこれまでよりも増加することとあります。

そこで、これまでも各学校において授業時数の確保については、工夫しながら取り組んでいただいていると思いますが、新学習指導要領の全面实施に伴い、授業時数が増加することについて、教育委員会としてどのように対応していくのか教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 糸賀 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

新学習指導要領の実施に伴いまして、授業時数が増加することに対する教育委員会の対応について、お尋ねをいただきました。

議員ご指摘のとおり、小学校においては令和2年度から、中学校におきましては令和3年度から新学習指導要領が全面实施されます。

小学校におきましては、外国語活動の充実によりまして、3学年から6学年の年間授業時数が各学年で35単位時間増加することとなり、このようなことから、教育委員会といたしましては、新学習指導要領の理念の実現と、児童生徒の学習の質を高め、さらに多くの学習時間を生み出すため、来年度から村内の小学校及び中学校に対しまして、前期と後期に分かれて学習する「二学期制」を導入したいと考えております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

来年度から村内の小学校及び中学校に対し、前期と後期に分かれて学習する二学期制を導入したいとのことでありますが、改めて、二学期制導入の目的と、その具体的な内容については、どのように考えておられるのか教育長にお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 糸賀 教育長。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

二学期制導入の目的等についてお尋ねをいただきました。

まず、導入の目的でございます。

二学期制導入の目的といたしましては、主に三つ挙げられます。

一つ目としては、児童生徒の学校生活の一層の充実を図るとともに、学びの質の向上を図ること。

二つ目としては、授業時間のさらなる確保を図ること。

三つ目といたしましては、働き方改革を進め、教職員が児童生徒と向き合う時間をさらにふやすこととあります。

次に、導入を目指す二学期制の具体的な内容についてでございます。

二学期制は、前期と後期の二つの学期に分かれて学習します。

このことによりまして、通知表の回数が年3回から2回になり、始業式及び終業式が1回ずつ減ることとなります。

二学期制の実施方法については、各自治体間で違いがありますが、現在検討しております美浦村における二学期制のイメージは、令和元年度に当てはめると、前期を4月1日から体育の日である10月14日を含む3連休を挟んだ10月14日までの期間とし、後期は10月15日から3月31日までの期間までとするものであります。

前期と後期の間の特別な休み、いわゆる秋休みについては、体育の日の3連休を挟むことから設けず、夏季休業、冬季休業、春休みである学年末・学年始めの休業は従来と同じとするものであります。

なお、茨城県内では、牛久市、つくば市、守谷市の三つの自治体で二学期制が導入されており、県内の町村ではまだ導入されておらず、本村で導入いたしますと、県内の町村では最初の自治体となります。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

次に、二学期制導入により期待される効果はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 糸賀 教育長。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

二学期制導入により期待される効果について、お尋ねをいただきました。

二学期制を導入することによりまして、次に申し上げます効果が期待できると考えております。

一つ目として、始業式及び終業式や定期考査の回数が減少することにより、年間スケジュールの見直しが図られ、学習指導に当てる授業時間をふやすことができることであります。

二つ目といたしまして、長期休業前に学習の課題や計画を子供たちに具体的に指導し、これまで以上に目標を持って、計画的に休みを過ごすことができるようになることであります。

三つ目といたしまして、長期休業前に評価事務がないため、授業の充実に向けた対応に余裕が生まれることであります。さらに、長期休業前に、学んでいる中で苦手な部分について指導するなど、事前指導を充実させることや、子供たちとかかわる時間を多く生み出すことにつながられることも挙げられます。

また、二学期制を導入するに当たりまして、児童生徒の学習状況等をより丁寧にお知らせし、保護者面談を一層充実させるとともに、県立高校並びに私立の中学校・高校には教育委員会から、村内の小中学校が二学期制を導入するということについて周知徹底を図りまして、双方の連絡を密にして、進路面での不安がないように対応してまいりたいと存じます。

教育委員会といたしましては、二学期制の導入によりまして、新学習指導要領の理念を実現するとともに、教員の担うべき業務に専念できる環境や児童生徒と向き合う時間を確保し、村内の小中学校の学びの質の向上を図ってまいりたいと存じます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

本村の児童生徒の学びの質がより一層向上できますことを切望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、葉梨公一君の一问一答方式での一般質問を許します。

葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） 5番議員、葉梨でございます。

私のほうから2問ほど質問をさせていただきます。

まず初めに、村立の小学校の現状と将来についてでございます。

まず、児童数の現状と将来の見込みについてであります。

現在我が国では、世界の他の国々が経験したことがないスピードで高齢社会を迎え、合わせて少子化が進んでおります。近隣の自治体の状況を見渡しても人口が増加しているのは、つくばエクスプレス沿線の自治体や常磐線沿線の一部の自治体のみであります。

そこで、村内の児童数の現状と将来の見込みについて教育次長にお伺いします。

○議長（下村 宏君） 木鉛 教育次長。

○教育次長（木鉛昌夫君） 葉梨議員のご質問にお答えをいたします。

村内の児童数の現状と将来の見込みについてお尋ねをいただきました。

議員ご指摘のとおり、本村も全国的な少子化の状況と同様に少子化が進行しております。掲示いたしました表をごらんいただきたいと思います。

村では、昭和53年の日本中央競馬会美浦トレーニング・センターの開場により、児童生徒数の大幅な増加があった後、昭和57年度に児童数1,339名、生徒数633名、合計1,972名とピークを迎えました。その後は減少傾向となってまいりました。

その中で児童数につきましては、平成20年には978名であったものが、次のグラフのように、令和元年には木原小学校で216名、安中小学校で77名、大谷小学校で366名、3校合わせて659名となり、昭和57年のピーク時の約半数に減少をしております。

今後も児童数の減少傾向は変わらないと推測され、昨年度村内で出生した児童数は80名であり、右のグラフにありますように、小学校の学区別では、木原学区で17名、安中学区で7名、大谷学区で56名という状況になっております。

1学年80名の場合、現在の学級編制基準では1年生・2年生時に3学級、3年生以降2学級となります。

なお、10年後の令和10年の児童数は、人口の減少率を考慮し推計すると555名程度と見込んでおり、現在より100名程度減少する見込みであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） ありがとうございます。

次に、村立小学校あり方検討委員会における審議状況についてお伺いいたします。

教育委員会では、平成29年度に実施した小学校教育に関するアンケート調査の結果や、平成30年8月に村長から教育長に対し、「村立小学校の配置等の適正なあり方」について審議、答申するよう諮問されたことを受け、村内の幅広い分野の委員で構成するよう「村立小学校あり方検討委員会」を設置し、検討を進めていると伺っております。

これまでに5回開催し、現在パブリックコメントを実施しており、9月には村長に答申する予定とのことであります。

そこで、村立小学校あり方検討委員会における審議状況についてお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 糸賀 教育長。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

村立小学校あり方検討委員会における審議状況について、お尋ねをいただきました。

6月18日に開催いたしました議会全員協議会でもご説明をしたところと重なる部分もあると存じますが、あり方検討委員会につきましては平成30年10月に第1回委員会を開催し、これまでに5回の委員会を開催いたしました。

そのほか、4月には各小学校で説明会を開催し、5月下旬からは1カ月間のパブリックコメントを実施し、6月14日には村民説明会を開催しております。

検討委員会では、美浦村の児童生徒数の現状と将来推計の検証、他の自治体の小学校の統合状況の検証を踏まえ、村立小学校の適正規模並びに適正配置について審議を重ねてま

いりました。

その結果、1学年の学級や1学級当たりの児童数、複式学級についての考え方である「適正規模」に関する方針については、委員会としての方針が決定しているところであります。

具体的には、まず、学級数については1学年2学級以上とする。1学年に複数の学級があり、クラス替えができること。学校全体の学級数が12学級以上とする、というものであります。

次に、1学級当たりの児童数については、県で実施している「楽しく学ぶ学級づくり事業」に基づく1学級当たりの児童数とするもので、1・2年生は全学級で35人以下学級とし、3年から6年生については、全学級40人以下学級として、35人を超える学級が3学級以上の場合は1学級増設し担任教諭1名を配置、35人を超える学級が1・2学級の場合は各学級に非常勤講師1名を配置するものであります。

そして複式学級については、複式学級の解消を図るというものであります。

このような中、まだ委員会として決定しておりませんが、小学校の適正規模を実現するための適正配置に関する方針であります。

適正配置の方針は、小学校どのように統合するかに直接にかかわるものであり、現在、適正配置を実施するための七つの小学校統合（案）を提示いたしまして、パブリックコメントを6月26日まで実施しているところでございます。

7月に開催いたします第6回の委員会では、6月14日に開催いたしました村民説明会での意見並びにパブリックコメントでいただいた意見を報告いたしまして、適正配置に関する方針（案）について再度審議し、小学校の適正配置についての方向性を出したいと考えております。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） 次に、私立小学校の将来についてお伺いします。

少子化による児童生徒数の減少等の状況を踏まえ、近隣の稲敷市、阿見町、河内町、利根町、土浦市では小学校の統合を進めておられます。

昨年度の出生数が村全体で80名という状況を考えると、まさにこの時期に10年・20年先を見据えて小学校の適正配置、具体的には統合についての方針を決定し、子供たちにとってよりよい教育環境の創出に向けた取り組みを進めていく必要があると考えますが、私立小学校の将来について教育長の所見をお伺いします。

○議長（下村 宏君） 糸賀 教育長。

○教育長（糸賀正美君） ご質問にお答えいたします。

私立小学校の将来について、お尋ねをいただきました。

本村においても少子化が進行し、木原小学校と安中小学校では、適正規模となる全学年2学級以上を維持できないこと、さらに令和4年度には安中小学校で複式学級が生じる見込みであることを考慮いたしますと、適正規模を実現し村内に住む全ての子供たちに、よ

りよい教育環境を提供するためには、村内の三つの小学校の統合を考えるべきであると存じます。

さらに、昨年度の村の出生数が80名、内訳を申し上げますと木原学区で17名、安中学区で7名、大谷学区で56名という状況を考慮すれば、今回のあり方検討委員会で統合についての方向性を決定し、10年、20年、30年先の将来を見据え、複式学級を生じさせることなく、1学年2学級以上の適正規模をできるだけ早く実現した上で、新たな統合小学校の創設に向け取り組みを始めるべきであると考えております。

いずれにいたしましても、村のさまざまな分野の代表の方から構成されております村立小学校あり方検討委員会におきまして審議を重ね、子供たちにとってよりよい教育環境の創出に向け答申を取りまとめてまいりたいと存じます。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） ご答弁ありがとうございました。

以上、教育次長・教育長からのご答弁をいただきましたが、これらを総合して村長の考えをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 葉梨議員のですね、教育次長・教育長がいろいろ答弁をしましたが、これは9月に答申をまとめて私のほうに上げてくださるということで、途中までできているところなんです、それは答申が示された段階で議会は住民の代表として12名おりますから、そこに改めて私のほうから答申の内容を示して、村の小学校の方向性を今年中に決めて、そんなに時間を長くかけるといふわけにはいきませんので、方向性を今年度中に示して、その方向性で迅速に進められるように取り計らっていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） 村長ありがとうございました。

ことし4月の村長の改選に当たり、当選後の村長のお言葉で「これから小学校のことは考えていかなければならない」ということが新聞にも載っておりましたので、ぜひ、皆さん迷わない方向へお導きをいただければと思います。

次に、骨髄ドナー助成制度の創設についてお尋ねをします。

「骨髄ドナー助成制度」の創設については、血液のがんとも言われる白血病や再生不良性貧血などの血液疾患は、造血幹細胞に異常が起こり正常な血液をつくれなくなるため、貧血や免疫不全などが起こる病気です。治療法には健康な造血幹細胞を骨髄から採取して移植する骨髄移植により、造血機能を回復させる方法があります。

骨髄移植は、公益財団法人日本骨髄バンクの「骨髄バンク事業」により実施されております。造血幹細胞の提供希望者がドナーとなり、骨髄にバンクドナー登録をしていただくわけですが、多くの方に登録していただければ患者さんを救うことはできません。ドナー候補者が実際に提供するには、健康診断などのための通院と骨髄等採取のた

めに数日の入院が必要となります。入院等に費用はかかりませんが、多くの場合は仕事を休む必要があり、家族と職場の理解が必要になります。官公庁や一部大手企業ではドナー休暇を導入しておりますが、ほとんどの企業は整備が進んでいないようであります。骨髄移植の適合条件が整っても数日間の休暇取得が必要となりますと、多くの社会人にとってはドナーとなることに踏み切れず、移植に結びつかないケースがあるようでございます。

まず初めに、骨髄移植の現状、ドナー登録者の数と移植を必要とする患者さんの数、平成30年度における骨髄移植の実績についてお伺いします。

保健福祉部長、お願いします。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 葉梨議員のご質問にお答えいたします。

白血病など血液疾患にかかった患者さんへの有効な治療方法の一つとして骨髄移植がございしますが、そのためには患者さんとドナーの血液に含まれる白血球のタイプが適合することが条件となります。この適合判定は血縁者のほか、多くは公益財団法人日本骨髄バンクが管理するドナー登録者の中から行われます。

平成31年3月末現在における全国のドナー登録者数は50万9,263人で、移植を必要とする患者さんの登録者数は2,139人でした。

そのうち、茨城県においてのドナー登録者数は8,536人で、移植を必要とする患者さんの登録者数は28人でした。

平成30年度におきましては、95.8%が移植に適合いたしました。実際に骨髄の提供を受けられた患者さんの数は55.6%の1,214人とどまっている状況にあります。

このように、ドナー候補者が見つかりながら移植まで至らないケースは、健康診断や骨髄採取におおよそ7日から10日程度の通院や入院が必要になることから、ドナー候補者の都合により辞退してしまうということがございます。

辞退の理由としましては、ドナー候補者の健康理由によるほか、仕事を休むことで収入が減ってしまうといった経済的な理由や勤務先に与える影響が大きいといったものがございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） ご答弁ありがとうございました。

茨城県では骨髄等を提供する骨髄ドナーの通院・入院期間中の収入を補うため、市町村が日本骨髄バンクの実施する「骨髄バンク事業」において「骨髄ドナー助成制度」を導入し、助成を行った際に経費を補助する事業を実施しております。

ドナー登録者が実際にドナーとなって骨髄液を提供することにはさまざまな不安がございします。そのうちの経済的な不安を解消することで、ドナー登録者の増加を図り、骨髄移植を推進する一助とすることができるものと考えます。

県内でも既に骨髄ドナー助成制度を導入している市町村があると伺っておりますが、骨

髄移植をしやすい環境を整えるため、本村においても骨髄ドナー助成制度を創設されてはどうかと思います。

村の考えをお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

骨髄移植を必要とする患者さんの命を1人でも多く救うためには、ドナーとなりやすい環境整備に取り組む必要があると認識しております。

茨城県におきましても、骨髄バンク事業の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクを介して骨髄または末梢血管細胞を提供した住民に助成をした市町村に対して、費用の2分の1、または1日1万円の上限7日のいずれか低い額を補助する「市町村骨髄ドナー助成費補助事業」を実施しております。

なお、事業の対象となるドナー登録者の条件として、骨髄提供を行う際に、特別休暇制度が整備されている企業・団体に属し、その適用を受けられる場合は、助成の対象外となる制度でございます。

本村におきましても、この県の制度を活用し、骨髄移植の推進を図るべく骨髄ドナー助成制度を準備してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） ご答弁ありがとうございました。

どうか1日も早く骨髄ドナー助成制度を開始して、多くの患者さんの希望となるようにお願いを申し上げ、私からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、葉梨公一君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時より再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） 8番議員、岡沢です。

通告書に基づき二つの事項について質問します。

最初の質問は、国民健康保険税についてです。具体的には、国民健康保険税を1世帯当たり1万円の軽減を求めるものです。さらに、国民健康保険税均等割を18歳以下、第3子以降の全額免除を求めます。

まず最初に、本村の国保加入世帯数と加入者数についてです。平成29年度の監査意見報告書には、世帯数2,549世帯、加入者数4,099人と書かれています。現状ですが、平成30年度末の実数で教えてください。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

本村の国民健康保険加入世帯数と被保険者数でございますが、平成31年3月31日現在で2,477世帯、3,937人でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） ただいまの答弁では、加入世帯数は2,477世帯とのことでした。1世帯当たり1万円の軽減を行うには、単純計算では2,477万円の財源が必要になるということです。なぜ、国民健康保険税の軽減を求めるのか資料をもとに述べます。

全国市町村別の国民健康保険料（税）に関する試算一覧表です。

2018年度の保険料あるいは税となっています。試算一覧表となっていますが、実際には、各市町村の国民健康保険料あるいは国民健康保険税と一致しています。

県内44市町村の比較について述べます。まず、年収400万円で4人世帯のモデルについてみますと、本村の場合、年間41万3,410円と、日立市の43万268円に次いで2番目に高い税額となっています。さらに、年収240万円の単身者では18万8,190円と、やはり日立市に次いで2番目に高い税額となっています。

次に、医療分の所得割で見ると、1番高いのが日立市の9.09%、次に境町の8.20%、そして本村は8.00%と3番目に高い税率となります。均等割では那珂市が2万6,400円と1番高く、2番目に高いのが本村の2万5,400円となっています。また、後期高齢者医療支援分では、所得割が2.7%と日立市、境町、城里町に次いで4番目に高い税率、均等割・平等割では、それぞれ8,300円、7,200円と高過ぎるとは言えないまでも、やや高い水準となっています。

本村の国保税がなぜ高いのか、いろいろな理由があると思います。昨年度から国保財政運営主体が市町村から県に移行されたことにより、県が定めた事業費納付金を納めなければならないという事情が大きいと思います。

また、本村の国民健康保険医療費1人当たりの金額が高い水準にあるということも考えられますが、県が発行している市町村早わかりを調べますと、平成26年度は30万7,460円と県内14番目、平成27年度は31万5,891円と県内24番目、平成28年度は31万7,160円と県内19番目ですから、それほど医療費が突出して多くかかっていると思われません。

この資料を見る限り、本村の国民健康保険税は高過ぎるものと判断します。私が示したこの資料について、比較・検証した考えを述べましたが、それが正しい判断なのか、執行部の判断はいかがでしょうか。正しいと判断されるのか、あるいは、その判断は間違っていると考えるのか、お聞かせください。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

岡沢議員よりいただいた資料をもとに県内市町村の税額等の比較をいたしましたところ、介護納付金分が課税される40歳から64歳の被保険者がいない世帯で固定資産税もかかっていないという設定のようでございますが、税額についてはご指摘のとおり県内でも高い額となっております。なお、美浦村は平成30年度に資産割の廃止をいたしました。県内では資産割を採用している市・町が20あり、これらの市・町では固定資産税が課税されている世帯はこの資料の額より多く課税されることとなります。介護納付金分がかかる世帯、固定資産を持っている世帯のケースについても表をつくり税額を試算しましたところ、本村の税額はもう少し順位が下がるケースもありましたことを申し上げます。

国民健康保険の税率の決定に当たりましては、国民健康保険事業費納付金を納付するに見合う税率が県から示され、市町村の財政状況等を考慮し、市町村が決定することになっております。本村の税率の決定に当たりましては、税率を上げずに何年も一般会計からの繰入金に依存してきたことや、多額の法定外繰入金は一般会計の事業採択に支障を来すこと、職員給与費を除く1人当たりの繰入額も平成28年度が4万9,432円と県内でも2番目に多いこと、赤字補填を目的とする法定外繰入金は、年次計画を立てて解消せよとの国の通知などから、税率を上げざるを得ないと判断し、議会の議決を経て平成30年度の税率を決定しております。

なお、平成28年度の1人当たりの医療費、療養諸費費用額は先ほど岡沢議員がおっしゃったように順位は19番目でしたが、平成29年度は34万9,849円となっており、前年度より3万2,000円ほど増加したため、北茨城市に次いで2番目に高い順位となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） 質問の趣旨は国保税が高過ぎる、住民負担の軽減を行うべきことです。財源については、電気事業会計の剰余金を充てることで可能だと考えます。また、本年度の一般会計からの法定外繰り入れも減っています。住民負担の軽減を図る国保税の高い金額を抑えるという目的で法定外繰り入れを行ってきたわけですから、今後、法定外繰り入れをふやすという手段もとるべきだと考えます。

村長にお尋ねします。

国民健康保険税の住民負担の軽減を図るため、1世帯当たり1万円の引き下げを行うべき私の質問・要望についてどのように考えますか。

財源については、電気事業会計の剰余金を充てることで可能だと考えますか。お答えください。

○議長（下村 宏君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員が要望されております国民健康保険税の住民負担の軽減を図るため、1世帯当たり1万円の引き下げについて単純計算でいうと、先ほ

ども部長もお話がありましたとおり、2,477万円がかかるかもしれないと答弁をされたと思います。

「財源は一般会計からの繰入金として、その原資は電気事業会計の剰余金を充てることで可能ではないか」という質問でございますけれども、一般会計の財政状況も、議員もご存じのように厳しい状況の中でございます施策や事業に充てる財源も欲しいところでありまして、国保税軽減の財源を一般会計から繰入金とするのは赤字補填を目標目的とする繰り入れと考えられます。そのような繰り入れは、解消するよう国からは通知が出ております。

ご質問の電気事業会計からの繰り入れを原資とした一般会計からの国保会計への繰り入れはできないものと、お答えをしたいと思います。

美浦の——先ほども部長がお話しましたけれども、資産割が県内44市町村の中で20、まだ課税の対象にしているということで、美浦は資産割を撤廃しました。そういうこともありまして、資産割は固定資産税の中でそれぞれ付加するものであって、この国保にまた二重にかけるというのはおかしいだろうということで、それが撤廃されました。

後期高齢者とそれから介護保険は3年に1回の見直しをやっております。国保税については、その期限をしてなかったんですが、県のほうでまとめるということで、それまでは同じように固定資産税の枠に入っていたものを県のほうに国保税が変わるということで、美浦は固定資産の資産割は撤廃したということでございますので、これについては、それぞれ議論があるかと思いますが、国のほうでは国保会計の繰り入れについてはできないというようなことなんで、その辺は議員の中でもご了承いただければというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

部長からも、村長からも国が法定外繰り入れを解消するようと言っているということでしたけれども、おとし、県の担当者——国保担当者に確認しました。「法定外繰り入れは全くできなくなるのか」という質問に対して、「自治体の判断でそれは行っていただけるもの」だと、そういった答弁を得ていますから、絶対できなくなるとかそういう趣旨ではないと思います。そのことをつけ加えさせていただきます。

国民健康保険税の住民負担の軽減について次の質問に移ります。

国民健康保険税均等割、18歳以下の第3子以降の均等割の全額免除を求めるものです。この件については、過去に2度質問しました。

1度目の質問に対して、村長答弁は「他の自治体の状況を調査する」とのことでした。

2度目の執行部答弁は、「調査の結果、11の自治体でそれぞれの形態で均等割の免除を行っている」とのことでした。

2度質問し、3回目となるので余りくどくどと述べる必要はありません。

1点だけ紹介させていただきます。

神奈川県中井町議会で、今年14日、子育て施策として、18歳未満の子供が3人以上いる

国民健康保険の加入世帯を対象に、第3子以降の均等割を全額免除する条例を全会一致で可決したとのことです。均等割を減免する条例は、神奈川県内初とのことです。この条例によって1人当たり2万8,000円の負担軽減が実現するとのことです。ことし3月末現在の対象者数は13世帯15人で、予算は42万円だそうです。減免はことし4月に遡って適用されるとのことです。

本村でも国民健康保険税の住民負担の軽減を図るため、18歳以下、第3子以降の均等割の全額免除を求めます。

まず、お尋ねします。

ことし3月末現在の18歳以下の第3子以降の国保被保険者数は何人でしょうか。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本村の国民健康保険加入世帯で18歳以下、第3子以降の子供の人数は、平成31年3月31日現在で35人でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） ただいまの答弁からしますと35人分の国保税均等割、医療費分2万5,400円と後期高齢者医療支援分の8,300円が免除されるということになります。1世帯当たり3万3,700円が軽減・免除されるということになります。その分、住民負担の軽減を図ることができます。

財源については、先ほど述べたように、電気事業会計の剰余金を充てるべきと考えます。村長にお尋ねします。

電気事業会計の剰余金を財源に充てることは可能ですか。

国民健康保険税の住民負担の軽減を図るため、18歳以下の第3子以降の均等割を全額免除する考えはありますか。

お答えください。

○議長（下村 宏君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 岡沢議員のですね、18歳以下で第3子以降の国民健康保険の均等割の免除という部分については、いろいろ調べてみますと、全国で25市町村くらいがそれをやられているということでございます。

最近では——きょう阿見町のほうからも傍聴がありましたけれども、阿見町でもこの案件は出されたそうですが、阿見はやらないということで、答弁がなされたそうです。

取手市もこれについては、一応やるというような話も聞いておりますけれども、美浦もですね、一般会計からの繰入金の前原資は電気事業会計の剰余金とすることはできないと思いますけれども、それじゃなくて、ことしの住民健康保険の決算認定後どのような状況にあるかにおいて、それを鑑みて、来年の部分からは、今言ったように35人ということなんで、それについては、金額的には先ほどの2,400万円もかかる部分ではないだろうという

ふうに思いますので、電気事業会計の余剰金ということをやらなくても、これは可能になるだろうというふうには踏んでおります。

ことし9月の平成30年度の決算を見据えて来年度の中に反映ができれば、美浦も議員がおっしゃるように、第3子がいても、それは育てやすいそういう環境のある村だということに行き着くことができれば、これは村としても議員おっしゃるようなことは先駆けて——阿見町がやらないから美浦村もやらないではなくて、やらなくても美浦はことしの決算を見て、そこにできれば算入をしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） 以上で、国民健康保険税の住民負担の軽減についての質問を終わります。

通告書の2点目に移らせていただきます。

5月31日の参院本会議で、13本の法律を一括改正する第9次地方分権一括法が可決成立しました。第9次地方分権一括法とは、提案募集方式に基づく地方からの提案について、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務づけ・枠づけの見直し等の関係法律の整備を行うものとなっています。

- ・第9次地方分権一括法の中身は、介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届け出・立ち入り検査等に係る事務・権限を都道府県から中核市へ移譲（介護保険法）
- ・幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長（就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教員職員免許法）
- ・公立大学法人が設立団体の長の認可を受けて、大学業務及び当該業務に附帯する業務に該当しない土地等貸し付けることを可能に（地方独立行政法人法）
- ・公立社会教育施設（博物館、図書館、公民館等）について、公共団体の判断により教育委員会から首長部局へ移管することを可能に（社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）
- ・放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が、一定数量の火薬類を都道府県公安委員会の許可なく譲り受けることを可能に（火薬取締法）
- ・都道府県建築士審査会の委員任期について、都道府県が条例で設定できるよう見直し（建築士法）
- ・食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務の廃止（健康増進法）
- ・建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止（建設業法）

となっています。

私が問題としているのは、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準に

ついて、従うべき基準から参酌すべき基準に見直し（児童福祉法）に関してのことです。
資料を示します。

放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第36号）概要となっています。厚生労働省が法令で定めたガイドラインです。

黄色の部分、唯一、従うべき基準となっています。

第10条、放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可）放課後児童支援員の資格は、保育士、社会福祉士等（「児童の遊び場を指導する者」の資格を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了した者となっています。この部分が従うべき基準から参酌すべき基準と変わってしまうのです。2人以上配置となっているものが、従うべき基準から参酌すべき基準になるということは、1人でも可能になるということは明らかです。

なぜ資料に示すような職員配置基準がつけられたかという点、過去の経過から、学童保育に携わる現場から、そして、学童保育に子供を預ける保護者の立場から、子供の安心・安全を守りたい。安心・安全を何よりも優先すべきとの願いが長年積み積もって、2人以上の配置資格要件の基準となったものです。

児童の集団の規模についても参酌すべき基準となっており、一の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下と定められていますが、この点についても、現場や保護者からは従うべき基準とすべきとの声が多く、強く寄せられています。

昨今、信号待ちの保育園児に車が突っ込むとか、バスを待っている児童に不審者が刃物で襲いかかるといった事件が発生しています。

子供の安心・安全をどうやって守るのか、保育の現場でも学校の現場でも非常に悩ましい困難な問題となっています。

5月30日の内閣委員会での第9次地方分権一括法の国会質疑を録画で見ました。

厚生労働省内閣官房審議官や片山内閣府特命担当大臣の答弁では、全国市長会など地方団体から自治体が責任を持って当たるのは当然だが、もう少し柔軟性を持って対応できるよう何度も要望があった経過がある。

従うべき基準から参酌すべき基準になったとしても、実際には各自治体が条例で定めるわけだから、自治体の判断と責任を持って当たるということになるとの趣旨の答弁でした。

国が定めた最低限の基準を各自治体の判断と責任に任せるということは、国の責任を放棄するという事にほかなりません。

事件・事故・災害から、子供の生命・健康を守るためには、2人以上の配置及び職員の資格要件は絶対に守るべきです。

その観点で質問します。

本村の放課後児童クラブの職員の配置の現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 木鉛 教育次長。

○教育次長（木鉛昌夫君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

本村の放課後児童クラブの職員の配置の現状についてお尋ねをいただきました。

まず、本村の児童クラブの設置状況につきましては、木原児童クラブ、大谷児童クラブ、安中児童クラブの三つの児童クラブを設置しております。

運営につきましては、全ての児童クラブを株式会社明日葉に指定管理委託をしております。

議員ご質問の放課後児童クラブの職員の配置基準についてでございますが、美浦村放課後児童クラブ実施規則によりまして、放課後児童支援員を各クラブに2名以上配置することと定めております。

また、そのうち1名は補助員をもってかえることができるとしております。

次に、現在の職員の配置状況につきましては、放課後児童支援員を木原児童クラブ5人、大谷児童クラブ3人、安中児童クラブに1人配置してございます。

なお、放課後児童支援員以外の非常勤職員を合わせました職員数といたしましては、木原児童クラブ6人、大谷児童クラブ4人、安中児童クラブ2人の配置となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） ただいまの答弁をお聞きしますと、職員の配置基準、資格要件は満たされていると判断します。

では、今後の配置基準の方針はどのようなのでしょうか。

村長にお尋ねします。

現状の配置基準資格要件を堅持すると考えているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（下村 宏君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） ほかの児童クラブにつきましては、指定管理で株式会社明日葉に、ことし4月から3年間は現状と変わらない推移でできると思います。

その後、また、どういうふうな状況になるか——今の答弁を見てもみますとですね、小学校児童数では大谷のほうが多いんですが、木原のほうが少ないのに、なぜ木原が5人いて大谷が3人なのかなというふうに思うんですが、児童クラブを利用している学校の子供の数がそれだけ違うということで、木原は100人ぐらいいるということ、そして、大谷は児童数が多いんですが約半分ぐらいしかいないということのところから、学校の生徒数ではなく、児童クラブで登録されている人数の違いがそういうふうに変わっているだろうと思います。

そういうときに、また、大谷のほうでもね、児童クラブに預ける人数がふえてくれば、それはある程度増員はしていかないと定数に落ち度が出てくるのかなというふうに思います。

学校放課後の児童の安全な場所として放課後児童クラブがつくられておりますので、そこは村としても一番安全を大事に対応をしていける事業者を選定していきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○8番（岡沢 清君） それを聞いて安心しました。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

健康増進事業の推進についてお伺いをさせていただきます。

本年3月策定の「第3次美浦村健康づくり計画」の中で、健康増進計画と食育推進計画に分けて策定をされておりました。この計画は、「人と地域でつくる健康・元気なコミュニティ みほ」を目指して食の心と体を育む力を取り入れながら、村民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを実践・継続できるようにするための計画であります。

その中の「健康1」としまして、「身体活動量の増加と運動習慣の確立」を目標に掲げ、日常生活の中で定期的に運動する習慣を身につけ、自分にあった適度な運動の継続に取り組むことを推進することとありました。

そこで、日常的なスポーツの習慣化や住民の健康増進、さらには地域の活性化に向けたきっかけづくりを目的とした住民総参加型の「チャレンジデー」が日本全国で毎年5月最終水曜日に実施をしているところがございます。本村においても健康に対する意識の向上が期待できるイベントであると考えます。ここで、この事業の紹介版のDVDがございますので、一部、口頭よりは動画を見ていただいたほうがわかりやすいと思いますので、導入部分をごらんいただきたいと思います。

[DVD]

○10番（林 昌子君） はい。いかがでしたでしょうか。とても楽しそうな様子が見受けられたかと思います。幼稚園児も一生懸命に踊っておりました。

この事業は26年前から実施されておまして、スポーツ中心ではありますけれども、日常の15分間、自分たちの15分間を意識して体を動かす、15分チャレンジするというのが目標ですので、改めて集まらなくとも学校で、会社で、自宅でと、例えば掃除機をかける動きでも屈伸をしながら掃除機をかけるとか、ちょっとした意識改革の中で一つの運動とみなされて、そういうことも認められるということでもございました。先ほどもごみ拾いをする様子もありましたけれども、結果、健康長寿に大きく貢献をしている事業であります。DVDでは、毎年参加している地域のすばらしい場面をピックアップしていたしましたので、大がかりな事業に感じられたかもしれませんが、まずは現場に見合ったところからのスタートでよいと思います。

美浦村でも来年度から参加検討ができないかお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 林議員のご質問にお答えいたします。

「チャレンジデー」についてでございます。

先ほどの紹介DVDにあります、議員ご指摘のように、毎年5月の最終水曜日に日常的なスポーツの習慣化や住民の健康増進、地域の活性化に向けたきっかけづくりとして行われております、住民総参加型のスポーツイベントでございます。人口規模がほぼ同じ自治体間で、午前零時から午後9時までの間に15分以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を競い、敗れた自治体は対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインホールに1週間掲揚し、相手の健闘をたたえます。1983年にカナダで始まり、日本では1993年から笹川スポーツ財団がコーディネーターを務めて開催しているものでございます。

参加自治体も日本全国で1993年の1団体から2000年には58団体、2015年130団体と、参加する自治体がふえておりましたが、ここ数年は2016年128団体、2017年128団体、2018年121団体、そしてことしは119団体と減少傾向のようでございます。

健康づくりのためにスポーツは欠かせないものであり、チャレンジデーがふだんスポーツをしていない方たちに対して、スポーツを始めるきっかけづくりになるイベントであることも認識しておりますが、本村には同じような目的を持つ事業としまして、昨年度から村民体育祭をスポーツフェスティバルに模様がえし、みほ産業文化フェスティバルと連携した「産業文化・スポーツフェスティバル」を実施しておりますので、村といたしましては、この産業文化・スポーツフェスティバルを充実させることにより、スポーツによる村民の皆様の健康増進と地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 住民総参加型のチャレンジデーの開催は、健康増進のきっかけ、意識づけにはすばらしい企画ではないかと考えております。チャレンジデーの実施については、最後に改めて村長にもお考えを伺いたいと思っております。スポーツフェスティバルもチャレンジデーと同じようなきっかけづくりになるよう、さらに進めていただけたらと思います。

次に、ポイント制を含めた健康増進の取り組みについて、焦点を絞ってお尋ねをさせていただきます。

茨城県において県公式アプリ「元気アップ！りいばらき」が6月から開始されましたが、その概要と市町村への導入状況等についてお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

茨城県公式アプリ「元気アップ！りいばらき」は、本年6月から茨城県が始めた事業でございます。事業名は「いばらきヘルスケアポイント事業」で、茨城県民の健康寿命日本一の達成と、健康課題である、働く世代のメタボリックシンドロームの改善や生活習慣病の予防を目的としております。

この事業は、スマートフォンにアプリをダウンロードして利用していく方法と紙媒体で

記録していく方法があり、健康づくり活動として、ウォーキングや健康診査の受診、健康教室等への参加によりポイントが付与され、景品やサービスなどのインセンティブと交換や応募ができる、ポイントや歩数を見える化するとともに、にポイントをためることによる楽しみを加えて、健康づくりの実践につなげていく事業となっております。

県内市町村の導入状況でございますが、6月から参加開始しておりますのが本村を含め25市町村、今年度及び次年度中に導入を予定しているのが6市町村、検討中が12市町村となっております。また、アプリのダウンロード数は、6月12日現在の利用者数が4,267人、年代別では40代・50代で53%を占めております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 我が美浦村も早々に登録をされたということで、敬意を表したいと思います。元気アップ！りいばらきは、スマートフォンにアプリをダウンロードして利用する方法と紙媒体の方法があるとの説明は、全員協議会にでもご説明いただきました。この事業をより多くの方に参加していただきたいと考えますので、スマートフォンを持っていない場合の紙媒体はどこで配布をしているのか、また周知場所はどこで行うこととなっているのかを改めて伺います。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

元気アップ！りいばらきの紙媒体は、保健センターで配布を行っております。周知場所は保健センターで行っておりますが、今後は関連部署等にも紙媒体の配布や利用方法の周知協力の依頼等を行ってまいりたいと考えております。

事業の周知につきましては、まず6月号の広報みほに掲載をさせていただきました。ポイント付与のメニューになっておりますシルバーリハビリ体操の指導士会の皆様にもご案内をさせていただいたところでございます。また、今月から始まる総合健診会場におきましても周知を行う予定でございます。そのほか、対象事業の一覧や新たに対象となる事業につきましては、随時ご案内をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 始まったばかりの事業ではありますけれども、周知・認知度が今後の利用拡大につながると思います。ぜひ周知場所を広げて利用拡大につなげていただきたいと思います。

次に、この元気アップ！りいばらきは、企業の参加や協賛企業を募ることが示されておりますけれども、村は企業への働きかけをどのように行っていくのかお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今後、このいばらきヘルスポイント事業につきましては、多くの企業の皆様に参加して

いただけるよう、企業の皆様に事業への参加協力と協賛についてのご案内をしまいたし、と考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 多分、企業のほうに訪問をされてご説明されることだと思えますけれども、ぜひ多くの企業の方にご参加いただけることをよろしくお願ひしたいと思います。また、そのことによって健康づくりへの協力を広げて、地域全体での健康づくりへの推進を進めていっていただきたいと思ひます。

次に、元気アップ！りいばらきのポイントも含まれていひますシルバーリハビリ体操や、ことしから始まったミニデイサービス。気軽に相談でき、血圧測定等と合わせて血管年齢等の測定を行う健康イベント「街の保健室」の利用状況についてお伺ひいたします。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、シルバーリハビリ体操についてでございますが、美浦村シルバーリハビリ指導士会の皆さんが、デイサービスセンターや老人クラブ等の各種団体に対し、介護予防のための活動として体操の普及活動を行っております。平成30年度におきましては、活動回数122回、参加者数2,578人の実績を上げられております。今年度からは、新たにみほふれ愛プラザにおいて毎月1回、一般の方を対象に「ふれ愛体操教室」が開催されております。

次に、ミニデイサービスについてでございますが、今年度より利用者の外出、他者との交流の機会を継続的に支援するとともに、介護予防プログラムを実施することで利用者の心身機能の維持向上を図るものとして、美浦村社会福祉協議会において実施していただいております。村内在住の要支援者及び65歳以上で、要支援者とは該当しないものの身体機能に低下が見受けられる方が対象で、スタッフによる健康チェックに始まり、健康体操など健康器具を利用したメニューを一人一人の状況に合わせて実施してしております。現在、定員7名で週1回3カ月を1コースとして事業を行っております。

次に、「街の保健室」についてでございます。こちらは、東京医科大学茨城医療センターと阿見町、稲敷市、美浦村で構成する稲敷地域医療連絡協議会の事業として、東京医科大学茨城医療センターの看護師さんが相談員となり、血圧、体脂肪、血管年齢の測定、健康相談を行っていただいております。平成29年度からは、みほふれ愛プラザで開催し、参加者は平成29年度が49名、平成30年度が69名となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまはシルバーリハビリ体操も、街の保健室もデータ的には参加者がふえているという結果が出ていひます。好ましいかなと思ひます。シルバーリハビリ体操については、会場のみほふれ愛プラザ1階に会員のかけ声が響き、また来るねとの参加者から話があると聞いております。

ミニデイサービスは、今までのやまゆり体操参加人数からすると定員7名は少ないイメージではありますが、目的と内容が違うためいたし方がないと思いますけれども、今後は利用者の拡大も努力していただけたらと考えます。

そこで、今後の健康づくりの場や方法として、施設にある健康器具の利用状況や今後の活用方法、保健センターにおける健康電気椅子や血圧計の利用状況をお伺いします。また、今話題の血管年齢等が測定できる場として人気のある街の保健室の開催を年1回から年2回にふやすことができないか、合わせてお伺いをいたします。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

健康づくりの場所としましては、保健センターやデイサービスセンターのほか、各種同好会等の皆さんが、みほふれ愛プラザや公民館などの各施設を利用し、健康づくりにつながる運動教室等の活動を行っている状況でございます。

健康器具の利用につきましては、先ほどご説明いたしましたミニデイサービスのプログラムに毎回マシントレーニングを取り入れ、医学療法士が個人に合わせた負荷や回数を設定してマシンを利用しております。

保健センターにあります家庭用電位治療器は平成9年に設置しております。設置当初は毎日のように利用がありましたが、現在は週に数回程度の利用となっております。設置血圧計につきましても、利用が少ない状況でございます。これは、家庭用で簡単に測定できる血圧計が普及したこと、また、健康器具も日々進化していることが影響しているものと思われま

す。街の保健室につきましては、利用者がふえている状況にありますことから、開催の回数につきましては、稲敷地域医療連絡協議会の中で相談してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 最近ですね、デイサービス内の器具を使っていないと伺っておりましたので、現在有効活用されているということの説明をいただき、了解をいたしました。

家庭用電位治療器は古くなっておりますので、どうか安全管理をお願いしたいと思います。

また、人気のある街の保健室については、回数をふやすことで、1回目に参加できなかった方の参加が見込めますので、ぜひとも、年数回開催前向きな検討されますことを期待をいたします。

次に、健康づくりは習慣化していくことがとても重要ではないかと考えます。どのような健康づくりの場があるのか、また歩く場としてヘルスロードの紹介等、周知等にも力を入れていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 吉田 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

健康増進事業としましては、各種検診、健康相談、運動教室、健康教室、母子保健事業などがございますが、これらのさらなる充実に取り組むとともに、健康づくりに関する情報をまとめ、パンフレットやホームページ等を活用し、村民の皆様の健康増進及び健康寿命の延伸が図られますよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 健康増進事業は日常的にどのように取り入れられるかが大切であります。パンフレットやホームページを活用し、より実践できる健康増進事業を進めていくことを切望いたします。健康増進計画にのっとり健康長寿人口を伸ばそうと担当職員の方々にしっかり取り組みをされ、成果が出てきている現状は承知をしているところでございます。改めて敬意を表します。それにはまた、食生活改善推進協議会の方々の貢献度も大きいと改めて敬意を表する次第でございます。

そこで、さらに充実させるためには今ある器具や設備の有効活用ができたかと考えます。村民の方と交流する中で、今ある器具や設備の有効活用があまりなされておらず「もったいない」とのご意見をいただきます。

そこで、資料2をごらんください。

保健センター内にある健康器具でございますが、これを見たことがある人が何人いらっしゃるか。活用方法もわからずそのままになっている。ただしかしながら、壁にしっかりと安全対策のために固定をされております。このようなしっかりした器具が使われていないのがとてももったいなく感じております。ですので、こういうところもさらなる活用方法を検討いただけたらと思います。

その次の資料をごらんください。

これはヘルスロードコースの写真でございます。

県からも、しっかりと2カ所、ヘルスロードと認定をさせていただいているコースが光と風の丘公園と木原城址城山公園ですね、そちらに2コースございます。光風のほうは1.6キロメートル、木原城址のほうは1キロメートルということになっております。しかし、このような立派なコースを策定させていただいておりますが、それだけではなく、美浦村の素晴らしいところはそこにきちっとヘルスロードの器具が設置をされていることでございます。

次の資料をごらんください。

このように、歩きながらもいろんな足の筋肉、腹筋、腕の筋肉、その部位によっていろんな運動をすることで、皆様の筋肉をつけられるような運動ができる簡易的なこのような器具があるということは、とても素晴らしいコースが組み立てられていると思います。光風のほうでも何うのが、音楽を聞きながらこれを実践されている方がいると伺っております。本当に景観もよく緑が多く、癒しのコースを歩いていただけている、素晴らしいヘルスロー

ドであると認識しているところでございます。

次の資料をごらんください。

これは県の事業でございますが、これはヘルスロードウォーキングカードということで、実際の部分は小さなコンパクトなカードでございます。この中の4ページなんですけれども、すばらしいのは「ウォーキングカードをもってLet 'S Go!!」ということで、このようにたくさんの記入するページが3ページにわたって何カ月分も書けるようになっていすばらしいグッズでございます。これが保健センターに入って奥の右側の棚の上に乗っかっておりますので、なかなか目につきにくい。でも、保健センターで周知する広宣物はとても多くてですね、あまり皆様に目につくところに置くにはスペースがないというのが現状ではないかと思えます。ただ、美浦独自でつくるといよりは、こういう県の事業利用しながら、皆様にこういう啓発グッズを配布する期間とか設けて皆さんに利活用いただき——これ、半分に折ればポケットに入りますし、きょう何キロ動いたとか、私自身も元気アプリを取り入れましたら、やっぱり毎日、きょうは何歩歩いたかなって気になって、またあしたもうちょっと歩こうかなと意欲が出てくるところでございます。ですので、こういうグッズも活用しながらね、自分のペースで、これならできる健康習慣っていうメニュー提供ができるということが行政の役割ではないかなと思っております。県事業をうまく利用し、今ある器具の有効活用の働きかけを、ぜひ検討をお願いしたいということを要望して、この部分は終わらせていただきます。

そこで、総括として村長にお伺いをいたします。

チャレンジデーの実施については、スポーツフェスティバル充実と答弁いただきましたので、その点は了解をしているところでございます。

そこで資料6をごらんください。

これは皆様も拝見しているところだと思いますが、茨城新聞に掲載をされましたチャレンジデーの様子が常陸太田市の記事でございます。

参加率なんと64.4%、美浦の住民がこれだけのパーセントの人が一堂に動いたらすばらしいなと思うんですけれども、これは美浦の住民ではなく、美浦にいる方の参加ということでのパーセントになるので、そういう意味ではすばらしいなと思うんですが、これは吹き矢を打っているところでも、特別練習をしなくても、その日、当日でできるという参加しやすい競技を選んで、常陸太田市で行っている記事でございます。練習いらずというところがネックだと思います。

今回提案のチャレンジデーとスポーツフェスティバルとの違いは、一つには曜日の違いです。チャレンジデーはウィークデーに美浦村で過ごしている全ての年齢に合わせた、村内幼稚園・保育所・小中学校・村内企業で仕事をする方、全ての美浦村の地域にいる方が一体となる協働のイベントであるということ。二つ目は、他県の同人口自治体との交流ができるということ。三つ目は、補助金が出るということです。ですので、経費も今の美浦村の規模であれば10万円前後でできると確認をさせていただいているところでございます。

吉田部長の答弁で全国参加団体数をお示しいただきましたけれども、茨城県では3団体、常陸太田市、取手市、行方市の3市でございりますが、ちなみに取手市ではですね、市長が九州のほうに視察に行った時に、とてもいい事業だということでトップダウンでした。市長のほうからやれということでやらせていただき、今、継続的にやって、ことしはですね、伸び率ナンバーワンということで表彰を受けておりました。人口の規模からすると町村のほうで導入しやすいんですよと、担当者から言われました。

そこで、健康増進に力を入れている美浦村として大きくPRできたら村の魅力度も上がるとお思いますので、今後もポイント制度とリンクさせる事業として、来年度とは申しません、チャレンジデーの継続検討が可能かどうかということを一、再度村長に答弁を求めます。

また、本村の今後における健康増進事業を推進するに当たっての村長の見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 中島 村長。

○村長（中島 栄君） 林議員のほうからですね、チャレンジデーということで、5月の最終水曜日、結構多く参加している団体もあるということなんです。先ほど吉田部長のほうからは、美浦は産業文化・フェスティバルというのが11月3日に毎年恒例で行っているところに、村民体育祭を——だんだんだんだん、参加する各区のほうで少なくなってきたということで、いろんな年代層が参加できるということで、スポーツフェスティバルということで、去年初めて実施をさせていただきました。

これも面白いことに、ポイントとか、参加して、当日、中央公民館、またふれ愛プラザのほうの直売所で買い物ができる、そういうものに実際的には総額的に40万円くらいをセットしたんですが、いろんな競技に参加をして1人で二、三千元近くあるので、帰りに何を買って帰ろうかっていう悩む人さえ出てきたくらい去年はあったことなんで、高齢者の方も簡単にできるスポーツということで参加をいただいておりますので、ことしはそこを少しどのようにすると、もっと参加者がふえていただけるのかなあという部分を視野に入れながら、7月には多分、第1回の産業文化・スポーツフェスティバルの実行委員会が開催されますので、いろんな意味で大勢に参加をしてもらうということが一つの事業の目的でありますから、文化面だけではなく、スポーツにも興味を持っていただくというところで、議員おっしゃるように、健康寿命をどう伸ばすか、介護にならないね——先ほど、ヘルスロードも光と風の丘公園1.6キロ、また木原城山は1キロというあれがありますけれども、美浦はもっと景観のいい——朝だと車も通らないんで、霞ヶ浦のほうを歩くと、10キロぐらいは平気で歩けるかなというふうに思います。

実は私もきょう歩いてきて、万歩計を持っているんですけども、今の時点で1万1,700歩強は達成しました。ほぼ雨が降らない時は歩くような感じですけども、自分の健康は自分の体力に合わせた運動をどう取り入れるかだと思いますね。ですから、村からやりなさいと言われても、なかなかそのメニューはこなせない部分があるんで、ま

ずは1キロでも2キロでも歩くということから始まっていただいて、そして街の保健室等もありますから、そこでぜひ、自分の血管年齢や、それから血圧測定もやっていただくと、自分の体調がわからないとどれだけ何をやればいいのかという部分があるかと思います。

シルバーリハビリ体操も、私も会場で受けるときあるんですけども、若い時はある程度のところまで曲げても痛くないんですけど、運動を、体操をやっていないと何か窮屈な思いをするように感じる時があります。ぜひ体は動かしてと思いますので、議員おっしゃるようなチャレンジデーについては、ちょっと、村が声をかけてどれだけ挑戦者が出てくれるかが課題だと思いますけれども、その手前のいろんな体操とか、先ほども議員おっしゃったように食改の皆さんのお手伝いをいただきながら自分に合った食事のメニューもね——とりすぎて……ちょっと、私も夏までに減らそうとは思っているんですが、目で物を食べてしまう部分があるので、健康にいいものを取り入れることも食改のほうの皆さんのアドバイスを受けながら、運動もどものぐらいやったほうがいいかというのは、健康増進課のほうで見ていただきながら、無理をしないでやっぱりやるべきかなというふうに思います。ぜひ人それぞれのある程度のメニューをつかって、達成に向けて動けると一番、健康を維持するにはいいのかなというふうに思います。

いろんなアドバイス、県のほうの元気アップ！りは、茨城新聞の中で今4番目に美浦村が参加をしてやっているということなんで、ぜひ、これはどこに行ってもQRコードでできたりするので、スマートフォンからいろいろとできるということなんで、これは参加するように、ちょっと、いつどこでできるっていうことでもありますので、ぜひ、周知はしていきたいというふうに思っております。

健康に取り組むまちということで、ある程度認知してもらえれば、M i h o V i s i o nにも流していただくとみんなそれなりに関心を持っていただけるのかなというふうに思いますので、ぜひいろんなデータ、また、アイデアを村の中で駆使してできることがあれば参加をしていきたい。まずは、村が発信するのに、村の職員とか議員の皆さんも健康でなければ、なかなかそこには到達できませんので、率先して私も職員も議員の皆さんもね、一番健康な議会ですという部分をアピールするためにも、皆さんにも参加をしていただければなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 最後には職員と議員もついでということでありましたので、もう早々にやっていただいている方も多いと思います。それで多分4番目になっらっしゃるんだと思いますので、もう本当に皆様にもご協力いただいているということで、意識は高いなということを確認させていただいたわけでございます。

また、周知場所もM i h o V i s i o nも加わったことでさらに美浦のPRっていうのが広がるのかなということも、また希望の持てるということを、ちょっと今の村長の答弁で感じたところでございます。

また、住民は個々にできる努力をして、ある程度できる方はしていますね。本当に最近

よく歩いている方を見かけます。行政からトップダウンっていうか、行政から言われたからということではなく、皆さんもやっぴらっしゃるところにプラスアルファ、こういう場所もふえたよというような位置づけであるといいのかなと思いますので、無理にとは申しませんが、一応こういう事業もあるということ、またこれを、見本としながら、美浦バージョンというか、そういうものにつなげていただけたらいいのかなというふうにも思います。

またこういうことは健康増進課だけではなく、庁内全体の知恵と協力が必要ではないでしょうか。職員が住民のために何ができるか、という1点に向かって仕事をしていただけるかは、村長の手腕にかかっていると思います。自然の中で癒されながら健康長寿を喜び合える人生を送っていただけるためにも、村長先頭に健康増進事業のさらなる充実がなされることをご期待申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了をいたします。

これをもちまして、通告がありました一般質問は全て終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） 本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午後2時22分 散会

**令和元年第2回
美浦村議会定例会会議録 第3号**

令和元年6月28日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第3号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する
条例

議案第5号 美浦村森林環境譲与税基金条例

議案第6号 令和元年度美浦村一般会計補正予算(第1号)

議案第7号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する意見書
閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村宏君	2番	山崎幸子君
3番	北出攻君	4番	松村広志君
5番	葉梨公一君	6番	小泉嘉忠君
7番	塚本光司君	8番	岡沢清君
9番	飯田洋司君	10番	林昌子君
11番	小泉輝忠君	12番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教 育 長	糸賀正美君
総 務 部 長	平野芳弘君
保 健 福 祉 部 長	吉田正己君
経 済 建 設 部 長	山口栄美君

教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	濱 田 勘 木 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
上 下 水 道 課 長	埜 口 哲 雄 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	栗 山 和 男 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	岡 澤 光 一
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

第2回定例会へのご参集大変お疲れ様です。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和元年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第3号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第4号 美浦村健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第5号 美浦村森林環境譲与税基金条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第6号 令和元年度美浦村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第7号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引

き上げに反対する請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長 林 昌子 君。

○厚生文教委員長（林 昌子君） 本委員会に付託をされました、請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願の審議と経過と結果を、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

令和元年6月18日、本委員会に付託を受け、厚生文教委員会は6月19日午後2時より開催をし、紹介議員である岡沢議員から趣旨説明をしていただきました。

委員からは、「今の高齢者は戦後経済発展の支え手となり、今日の日本を築き上げてきた人たちであり、その高齢者にこれ以上の医療費自己負担をかけるのは望ましくない」との請願に賛同の意見と、「全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために創設された制度であり、高齢化社会の中でも世代間公平が図られることで健全に制度が継続するものであるから請願趣旨には賛同できない」との反対意見が出ました。

両方の意見が出ましたので、採決をとった結果、賛成多数により、採択と決しました。

以上、報告を申し上げます。

○議長（下村 宏君） 以上で、委員長の報告が終了をいたしました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

松村広志君。

○4番（松村 広志君） 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願に対する、反対討論を行います。

本請願は、高齢者の利用負担の全体像や現状、現況を踏まえることなく、75歳以上の医療費負担の2割引き上げのみをもって請願とし、村民や議決の誤解をさせようとするミスリードそのものであり、採択に反対いたします。

70歳から74歳の医療費負担は、2014年から新たに70歳に到達する人において、2割負担という形で段階的に引き上げられており、2018年度では74歳の人において2割負担になっております。69歳以下では3割負担であり、70歳から74歳の自己負担額が1割から2割に引き上げられている現状においても、個人単位、言い換えれば、個人負担の実割合で見れば、3割から2割への負担軽減となります。時系列で見れば、2018年に74歳になった人は2019年に75歳になり、高齢者医療制度に加入すると同時に2割であることは、個人単位では、一旦1割負担となったものが2割に負担増ではなく、そのまま2割負担に移行すると

いうこととなります。

請願趣旨にある「世代間の負担の公平性」は、少子高齢化により労働人口の減少や寿命の延びに伴う医療費の増加を考慮し、今後、人口黒字が高齢者に極端に傾斜する現状から、国民皆保険制度の維持のためにも、一人当たりの医療費の世代間格差により公平性を損なわないために重要な視点であります。また、現役世代負担については、所得における応能負担を容認したものと考えられます。

「木を見て森を見ず」という言葉があるが、本請願趣旨は非論理的かつ恣意的であると言わざるを得ません。また、後期高齢者医療制度が年齢による差別との意見は、70歳から74歳の負担額を段階的に引き上げて75歳からの負担にスムーズにつなげようとする制度設計から見れば、2割負担の引き上げをしないとの請願は、かえって年齢による差別化を明らかにしようとする理屈であり、矛盾すると申し上げたい。

さらに、公明党の主張により高齢者の生活を支える施策が実現したことも明確にしたい。医療費負担は既に経済的な負担能力に応じたものである。

本年10月から低年金者対策として、月最大5,000円（年6万円）の「年金生活者支援給付金」が創設され、年金が増額され、初回の10月・11月分は12月に支給されます。さらには、村民税非課税世帯を全世帯の高齢者を対象に、介護保険料の負担軽減策が強化されます。

以上のように、本請願事項は、公的医療保険制度の課題である「世代間の負担の公平性」や、我が国は世界に誇る保険制度である国民皆保険の持続可能性を議論することなく、稚拙であり、ただいたずらに村民の不安感を刺激するだけのものであることから、強く反対をいたします。以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択することです。

反対意見が出ておりますので、本請願を採択することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） はい、結構です。

挙手多数。

よって、本請願は採択することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 発議第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

[事務局朗読]

○議長（下村 宏君） 次に、提案者の説明を求めます。

小泉嘉忠君。

○6番（小泉嘉忠君） 高齢者を取り巻く環境は近年厳しい状況となっています。

請願の趣旨に記載されているように、低所得者への軽減措置は廃止されようとしています。

一方では、公的年金受給額は、今後減らされる可能性があります。

さらに、後期高齢者の医療費自己負担を1割から2割に引き上げることを、生活が苦しくなり、医療機関などでの受診をためらうことになり、高齢者への健康を脅かすこととなります。

高齢者の健康を守り、老後の安定した生活を守る観点から、後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対します。

参考までに、平成29年度後期高齢者医療制度（後期高齢者医療広域連合）の財政状況等については、平成31年4月12日、厚生労働省から報道機関にリリースされた資料によると、平成29年度の財政状況においては、単年度収支（前年度国庫支出金等精算後）は180億円の黒字です。前年度からの繰越金等を反映した収支は4,350億円の黒字です。

なお、保険料収納率は、全国平均99.36%となっております。

以上、説明します。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

葉梨公一君。

○5番（葉梨公一君） 私は、後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する意見書の提出に対し、反対の立場から討論を行います。

確かにその多くが年金収入のみによって暮らしている後期高齢者の方々にとって、医療費の窓口負担は家計に重くのしかかっており、負担増については慎重な議論が求められます。

しかしながら、後期高齢者の窓口負担については、制度の持続可能性や世代間の公平性という観点から、不断の見直しが必要であることも否定できません。

我が国においては、これまでも高齢化が急速に進展してきましたが、来年には、終戦の年である1945年に生まれた方が75歳を迎えられ、団塊の世代の方々が後期高齢者となることから、2022年以降、75歳以上の人口の伸び率は4%を超え、医療費も急速に増加することが見込まれます。

こうした点も踏まえ、昨年6月に閣議決定がなされた「経済財政運営と改革の基本方針2018」、いわゆる骨太の方針2018においても、団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担のあり方について検討することとされているところでございます。

以上の観点から、私は、後期高齢者の医療費負担2割への引き上げに反対する意見書の提出に対し、反対をいたします。

以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで、討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に提出することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和元年第2回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

署 名 議 員 沼 崎 光 芳